

# 幕別町消費者被害防止

## ネットワークニュース

第17号 平成29年8月1日

発行：幕別町消費者被害防止  
ネットワーク事務局  
(幕別町消費生活センター)  
連絡先：0155-55-5800  
設立：平成27年12月18日

### 警察官や金融庁職員を名乗る不審電話に注意！

道内で警察官や金融庁職員を名乗る不審な電話が多発しています。関係機関より情報提供がありましたので2例お知らせします。

- ① 江別市の70代女性宅に警察官を名乗る男から「あなたの銀行口座の情報が漏れ、現金が引き出されている。国が補償するので口座番号と暗証番号を教えてください」と電話があり、自宅に来た金融庁職員を装う男に、カードを渡し暗証番号を教え100万円が引き出された。
- ② 札幌市で区役所職員を名乗って「医療費の還付金がある。通知が届いていませんか」「手続きのためスーパーのATMに行ってください」と等と言って、お金をだましとろうという電話が多数発生した。

#### アドバイス

- 警察官や金融庁職員がカードを預かったり、暗証番号を電話で確認したりすることはありません。不審な電話があれば一旦電話を切り、警察や家族に相談しましょう。
- 国や自治体、公的機関の職員が、突然電話で口座番号を聞いたり、ATM(現金自動預払機)の操作を指示したりすることは決してありません。



### 帯広で「オレオレ詐欺」の電話が発生！

6月26日 帯広市内の80代男性宅に息子を名乗り、現金をだましとろうとする不審電話があり帯広署が注意を呼び掛けています。同署によると、電話は「のどにポリープができた」と声の違いに不審を与えないよう伝えた上で「病院に行ったら大事な証券が入ったカバンをすられた。100万円以上が必要だ」と現金を要求する内容でした。男性が家族に確認したところ、カバンが盗難された事実はないことがわかり、被害はありませんでした。

#### アドバイス

- あらかじめ自宅の電話機を留守番電話に設定することが効果的なほか、詐欺対策用の電話機や、電話に取り付ける防犯機器も市販されています。
- 被害者の多くは高齢者です。一緒に暮らしている高齢者にはもちろん、離れて暮らす高齢者にも、子どもや孫を名乗る電話には注意をするようお話してください。
- 電話機の脇の大判の画用紙に、怪しい電話が来たときの対処の仕方をマジックで大きく書き用意しているという方の意見が新聞に掲載されていました。「就職が決まったのか」「運動会はいつだ」等だそうです。



不明な点があったり、不安を感じたりした時は、警察や消費生活センターに相談してください。誰かに相談することで、被害は回避できます。

# レンタルオーナー契約によるトラブルにご注意！

「元本保証、高配当と言われても、業者が破綻すればレンタル料も受け取れず、「元本」も戻りません」

「レンタルオーナー契約」とは、消費者が業者から商品を購入し所有者となり、それを業者にレンタルして、レンタル料を受け取るというものです。

業者から電話や訪問販売などで「元本保証で高利回り」などと、あたかも“投資”や“出資”、“預金”かのような勧誘をされます。

(国民生活センター発行 見守り新鮮情報 No.264)

## 過去に問題になった レンタル事業の例

- ◇ 磁気ネックレスレンタル
- ◇ パチスロ機レンタル
- ◇ 太陽光発電所オーナー
- ◇ コンテナレンタル など

## 問題点は？

レンタル事業の実態を確認できない！！

- ・購入したとされる商品が手元に引き渡されないのが存在するのかわかりません。
- ・実際に業者がレンタル先に貸し出ししているのか、また業者が言う高い収益を得るビジネスなのか不明です。

## 業者が破たん！！

- ・最初のうちは約束通りレンタル料を受け取るも、突然業者が破たんし、以降は自分が購入した（手元がない）商品の支払いのみが残る危険性があります。  
(長期契約は自分にも業者にも何か起こるかわかりません)

幕別町でも  
相談あり！

## 見守り 新鮮情報

訪問してきた業者から「コンテナを**購入**して**レンタル**すればもうかる」と熱心に勧められた。その際、「**元本**は必ず**戻る**」「家賃と同様にずっと**利子**のように入ると

言われ、合計

**500万円**ほどの契約をした。毎月2万円ほどコンテナ利用料の振り込みがあり、**さらに勧められた**ので、**追加で100万円**の契約をした。しかし、その後、**振り込みがなくなり**、業者に**電話**をしても**つながらない**。

(80歳代 女性)



# レンタルオーナー契約 によるトラブルに注意

## 消費者へのアドバイス!!

- ・「元本保証」「高配当」などのおいしい勧誘をうのみにしない。
- ・事業の実体を確認できない場合や破綻した時のリスクが理解できない場合は契約しない。
- ・二次被害に注意しましょう。
- ・すぐに消費生活センターに相談しましょう。



## 幕別町消費生活センター

電話番号：0155-55-5800  
相談時間：午前9時～午後4時  
(札内は第①③⑤水曜午後7時迄)

### 幕別相談室

火・木曜日  
役場1階相談室  
(正面玄関右手)

### 札内相談室

月～金曜日  
札内コミュニティプラザ  
(電話相談も担当)

### 忠類相談室

第②④水曜日  
忠類コミュニティセンター